

かなものとしたが、それ以上に近江という歴史的風土に対する著者の深い愛着がうかがわれる書である。

蛇足ながら、著者も参加され、本書に多くの素材を提供することとなった滋賀県中世城郭分布調査（一九八二―九二年）は、近年盛んに行われるようになった自治体による中世城郭調査の嚆矢として特筆されるべきものであり、その貴重な成果が広く公刊されたことは喜ばしいことであるが、一方では全国で多くの城郭・城館趾が開発等による破壊の危機にさらされていることを忘れてはならないだろう。

（A5判 二四六頁 一九九七年五月）

新人物往来社 三〇〇〇円

（野田泰三 京都大学研修員）

会 告

平成九年度史学研究会大会および総会は、予定通り、十一月二日（日）午後一時より京大会館において開催されました。

公開講演は鈴木利章、永田英正の両氏により左記の演題で行なわれ、盛会裡に終わりました。

現代において

歴史学は可能か

鈴木利章氏

出土資料による

漢代史研究の新展開

永田英正氏

なお、大会と総会に先立って開催された秋期定例の理事評議員会において、平成九年度会務報告がなされました。

平成九年度

史学研究会大会講演要旨

現代において歴史学は可能か

鈴木利章

報告者の史学思想史への関心は、越智京大名誉教授との共訳『ウィック史観批判』の分担章「歴史と価値判断」を訳したことに止まる。この原著者H・バターフィールドは、歴史研究に価値判断を入れることを厳しく批判しており、まさしく正統派歴史学の立場に立っていた。この立場は、同じくH・バターフィールドによれば、一八世紀後半のゲッチンゲン学派にまで遡るが、象徴的には、L・v・ランケの、一八二四年十月『ローマ風ゲルマン風諸民族史』の出版にはじまるとする。ランケは、この書の序言で、無私で、厳密なる史料批判を駆使することが、歴史学が学として成り立ちうる大前提であるとし、それを *Wissenschaftlich gewesen* と表現した。かれは、その文言の直前で、「人は歴史に、過去を裁き、未来に役立たしめるために同時代を教へる」という任務を興へてゐるが、現在の

この試みはかゝる高い役目を引受けるものではな(山中謙二訳『ローマ的・ゲルマン的諸民族史』十五頁)いと、過去の裁判官にならないことをこわって後、さきほどの宣言となった。この文言は、黄金時代を迎えつつあった自然科学の方法論からの影響を大きく受け、しかも自然科学とは異った、歴史学の学問性獲得への決定的な第一歩として歓迎され、以降、広く世界に受け入れられることとなった。独本国はもとより、英、仏、米、伊、もちろんわが国にもその方法論は、遅速濃淡に差はあるが、導入された。わが国においては、明治十二年以来修史局の重野安禪——末松謙澄のラインで、当時英国で活躍していたハンガリー生まれの文明史家G・G・ゼルフイーの歴史の方法論の導入が試みられたが、明治二十年ランケの方法論の流れを全面的に受けたL・リースの、帝国大学文科大学史学科外国人教師への就任により、文明論の方向が否定され、厳しく学問性を求める方向が定着し、それが現在においても歴史学を研究する基本姿勢となつてゐる。つまり、この方法論を遵守すれば、その学問性は保障されるという専門的歴史家集団が形成さ

れることになった。しかし、二十世紀に入ると、この方法論への疑問が提示されることとなる。たとえば、B・クローチエは、その著『歴史の理論と歴史』において、「すべての眞の歴史は現代の歴史である」と喝破し、またR・コリングウッドは、『歴史の観念』において、「すべての歴史は、過去の思考を歴史家自身の心中で追体験すること」とのべ、また米国でのC・ベッカーやCh・ピアードによる同様の指摘、またわが国の、われわれの先輩西井克巳金沢大学名誉教授の『世界史の成立』においても、ランケが発行した『歴史政治雑誌』に掲載された『強國論』や『政治問答』を素材にして、ランケの持つている、かれの政治性・党派性がするどく指摘されている。二十世紀後半になつても、たまたま神大の同僚より拝借したB. Lewis, *History: remembered, recovered, invented, 1975*、また報告者の専攻してゐる分野においても、たとえば、N. Cantor, *Inventing the Middle Ages, 1991* や同氏の論文 *Medieval Historiography as Modern Political and Social Thought, Journal of Contemporary History, 1968* にみられるごとく、歴史は發明され

るものであり、中世史も近代の政治・社会思想史と指摘された。また前川貞次郎京大名誉教授の『フランス革命史研究』も、時代により、また政治的立場により、フランス革命史像が実に見事に變化してゆく様が描き出されており、歴史学の本質がよくわかる。

わが国における歴史学の転換は、明治十年代G・ゼルフイーよりドイツ系ユダヤ人L・リースへの変化で象徴されているように、英国においても、一八七〇年代より八〇年代にかけて、わが国より少し先行して變化していった。この当時の言葉で表現すれば、「事実なき思想派」から「思想なき事実派」への移行としてとらえられ、一八八六年(明治十九)の *English Historical Review* の創刊が、後者の勝利の象徴的事件であった。ちなみに、わが国の『史学(会)雑誌』の創刊は、一八八九年であった。重野安禪の要請で末松謙澄を通して執筆されたG. Zeffin, *The Science of History* (翻訳『史学』は、最初の極わずかの部分の中村正直、大部分は嵯峨正作で、稿本としてのみ、東京大学史料編纂所にある)は、「史家ハ、又身ヲ無上裁判官ノ地位ニ置サ

ル可ラズ」とのべ、方法論として、古文学が欠如しているなど典型的な「事実なき思想派」の、歴史学入門書となっている。

(このゼルフィーの原本は、京大図書館に二冊ある)。わが国においても、英国においても、G・ゼルフィーが消えていったのは、まさにランケが提示した、客観的歴史学への方法論が、今後の歴史学研究の唯一の方法として定着していったことを示す。三浦周行「日本史学史概説」(『日本史の研究2—上』)によれば、リースが外国人教師として招かれ、「西洋史の外メトドロジ」の講義を担当されたが、翌二三年に坪井九馬三博士が帰朝され、西洋史及び史学研究法を担当されることとなった」とあり、坪井博士は、明治三五年わが国における史学研究法の基本となった『史学研究法』の著者であり、わが国における歴史学研究法の礎を築いた。とはいえ、ゼルフィー史学の方向も残り、例えば、東京専門学校講義録「史学綱要」(後藤寅之助著明二四)には「英のゼルッピーの如きは科学的にして且哲学的の攻究をなしたる者と云うべし。余は凡例にて辨まへたる理由に依り、ゼルッピーの主義に従ひて講義すべし」とあり、

また明治三十年代中頃には、「史學家にあらずして死學家なり」とランケ流歴史学の弊害を指摘する声もあがっており、興味をひく。

G・イッガーズの指摘をまつまでもなく、ランケ流歴史学は、全世界に根をおろし、大学で講座として制度化され、歴史学方法論の基本となった。しかし、このランケ史学に対し、大きく二つの方面よりの批判がある。そのひとつは、実証に徹するため、勢い、研究の細分化が進んでゆくということ、もうひとつは、ランケ史学の客観性それ自体への批判があった。さらにこの後者の批判には、二通りある。まず細分化への批判は、ウィック史家G・M・トレヴェリアンやその弟子J・H・プラムの『過去の終焉』を出すまでもなく、多数の史家により取り挙げられている。後者の批判は、歴史学の根幹そのものをゆるがす重要問題であり、その動きを紹介し、本報告を閉じようと思う。

前述したようにこの批判には二種類あり、そのひとつは、史料批判による事実の確認は肯定できるが、それを叙述にすべく配列する際に、主観という解釈が入るとい

批判であり、もうひとつは、事実の確認の可能性への疑問である。前者については、すでにB・クローチェ以下報告してきたが、ここでは二十世紀後半の目ざましい例を挙げておく。一九七三年H. White, *Metahistory* であり、この書物で、ランケの *History* も *Metahistory* と断定されている。

次にT・クーンは、その著「科学革命の構造」(一九七〇)において、客観性を至上命令とする自然科学の分野で、パラダイム論が提示され、データを集め、法則をひき出すという帰納法自体が批判され、科学者は、ただパラダイムを創出するのみで、それを維持する専門家集団が創設されるだけで、客観的普遍的真理は存在しないと批判した。同じことは、歴史学の分野にも十分に通用し得るのである。報告者にとっても、クーンの主張は十分に説得力のある主張と思われる。W. H. McNell, *Mythistory or Truth, Myth, History and Historians*, A. H. R., 1986 もこの立場を明快に述べたものである。

事実そのものの確認への疑問は、報告者にとつては、一九八六年米国中世史の専門雑誌 *Speculum* を舞台に展開された論争に

はじまる。つまり、N. Partner, Making up Lost Time, vol. 61-1, v. E. Searle, Possible History, vol. 61-4との論争である。さらには、「思想 特集歴史学とポストモダン」一九九四・四号も、同様の論争の紹介である。またG・イッガース『20世紀の歴史学』（早島瑛訳）は、伝統的な歴史学を死守してゆこうとの立場でありながら、新しい動向が克明に紹介されている。ポストモダンの主張は、「言語は、言語の外にある現実を体現するものでもなければ、それを表現する手段でもない」とし、史料に現実が反映しているとする従来の歴史学を批判した。G・イッガースは、ポストモダンの立場には与しないが、従来のランケ理解とは異なり、「ランケについての誤解が広がっており、訂正を必要とする。ランケは、アメリカにおける専門職としての歴史学の創始者が賛美したようには、頑迷な、事実にのみこだわる専門家ではなかった」と、かれの主観的側面に理解を示している。

一九八八年 P. Novick, That Noble Dream は、米国における客観的歴史学の信仰を見事に打ちくだいたものであり、

主張のはげしさから、大変に論争を呼び起こした。

また一九九五年第一八回国際歴史学会での N. Partner 氏と明治大学教授三宅正樹氏の共同報告 Fiehon, Narrative, Objective は、国際歴史学会でも、この種の問題がとり挙げられたことでも注目すべきことであろう。

以上のように、従来のランケ史学に対する批判は、その客観性という側面において相当きびしいものがあり、われわれは、真剣にこれに対応しなければならぬであろう。ましてや、事実の確認が不可ともなれば、歴史学そのものの存立もあやうくなり、われわれは歴史学を存立させるための、新しい手立を考えなければならぬ。歴史学は、現代において重大な危機におちいつているといえよう。

出土資料による

漢代史研究の新展開

永田英正

ここで言う出土資料は、書写材料として

紙が普及する以前に用いられた竹簡や木簡いわゆる簡牘を指す。

漢代の簡牘の出土地は、大別して辺境では漢代烽燧（監視哨）遺址であり、内郡では墓中が大部分である。この出土地の相違に応じて簡牘の内容にも相違が認められる。

すなわち前者では行政文書が圧倒的多数を占め、他には個人の手紙や暦や書籍などがある。一方後者は、ほとんどが造策（副葬品の目録）と書籍である。したがって簡牘の研究方法にも相違があるのは当然である。辺境出土の簡牘として知られるのは、内

蒙古自治区エチナ河流域出土のいわゆる居延漢簡と疏勒河流域出土のいわゆる敦煌漢簡である。これら漢代辺境出土の簡牘の研究方法としては、例えば或る制度に関係のある簡牘を集めて制度の具体的な内容を明らかにしたり、また簡牘の記載様式から同類の簡牘を集めて冊書や文書を復元し、そこから政治や制度を明らかにする方法がある。また簡牘の記事を文献と結びつけて研究するのも一つの方法である。これらは中国および日本の大多数の研究に見られる方法で、今日でもなお主流を占めている。これに対して論者の方法は、或る一つの遺址

から出土した簡牘を一括して捉え、それらの簡牘の多角的な分析を通じて本来その遺址に存在していた官署の役割や働きを明らかにしていく方法である。論者は、かつて一九三〇―三一年にかけて発見された居延旧簡中の約半数を占める破城子すなわち甲渠候官出土簡においてこれを試み、甲渠候官を中心とする文書政治の実態を明らかにするとともに、候官という官署の機能や役割を具体的に明らかにした。ここで論者が目ざしたのは簡牘の古文書学的研究の確立であり、これは中国の研究者には見られない研究方法である。

このような論者の研究方法と研究関心からすると、エチナ河流域出土簡で残る研究対象は、一九七三―七四年にかけて発見された居延新簡約一万二千枚を出土した肩水金關（エチナ河流域の関所の一つ）であるが、仄聞するところでは、資料の公刊は当分見込がないとのことである。そこで注目したいのが、疏勒河流域に属する懸泉置出土簡である。置とは傳とか郵の漢代の呼称で、文書や物質などを中継する人馬の発着場所を言う。敦煌の東約五〇キロメートル、三危山の北の扇状地上に位置し、一九九〇

―九一年にかけて約二万枚の簡牘が発見された。現在のところ少数の簡牘しか公表されていないが、全貌が明らかになるのは時間の問題であり、公刊の暁には従来の烽燧とは異なる官署の具体的な機能が判明するのみならず、それは内郡の傳や郵の機能とも相い通ずるものとして、大いに期待できる研究対象である。ただ注意しなければならぬのは、大部分が上下に移行する烽燧の出土簡とは異なり、懸泉置では更に加えて通過する簡牘も含まれていることで、その点を見極める必要がある。これは肩水金關出土簡でも同様である。

一方、中国内郡で注目すべき簡牘としては、一九九三年に江蘇省連雲港市郊外から発見された、いわゆる尹湾漢墓出土簡がある。墓主は当時の東海郡の功曹史を勤めた師饒（成帝の元延三年、前一〇年歿）で、木牘が二三枚、竹簡一三三枚（綴合の結果一〇四枚）が発見された。この中でとりわけ注目されるのは木牘類で、その大部分が行政文書に属する内容である点である。例えば「一号牘の『集簿』」の記載内容は、まず東海郡下の県・邑・侯国の総数に始まり、以下郷と里の総数、里正の総数、亭と亭卒

の総数。郵と郵人の総数。東海郡の境域（東西・南北）の里数。県三老・郷三老・孝悌力田の各総数。郡以下各官庁の長吏と属吏の数。郡の戸数と口数の総計。郡の墾田と秋種小麦面積の総数。郡の男女別人口と年齢構成状況の統計。郡の春季種樹面積の総数。春以降に増加した戸数と口数並びに消費穀物の総数。郡の各種錢穀の出入の総数等にわたっている。上計の基礎資料と言っても言うべき内容である。その他には太守府や都尉府以下、県や侯国等の吏員の編成並びに定数を記した『郡属県郷吏員簿』（二号牘）。東海郡に属する三八の県・邑・侯国等の長吏について本貫と姓名、前任の官職、昇進や拔擢の理由等を記した『吏員遷除簿』（仮題、三・四号牘）。『輸錢都内二繇』『告』『寧』『死』『免』『有劾』『未到官』の七項目について各々官職や姓名、月日を記録した『吏員考績簿』（仮題、五号牘）。永始四年（前一三）の武庫の車馬や兵器等について種類と数量を訳した『武庫兵車器集簿』（六号牘）等々がある。

右の木牘の内容からも知られるように、これは東海郡太守府の遺址から出土したと言ってもよいような簡牘であり、これが功

曹史の墓中から出土したことを考えるならば、彼は自宅で執務していたかのごとき感さえる程である。この一群の簡牘は、漢

代地方行政制度研究の第一級の資料であり、研究に格段の進展をもたらすことは言うま

でもないが、同時に今次の発見は簡牘研究者の通念を覆す発見であることにも注意し

なければならぬ。それは最初にも述べたように、内郡の墓中から出土する簡牘は遺

策か書籍であるというのが大方の見解であり、墓中からはこの種のような行政文書は

出土する筈がないと考えられてきたからである。尹湾漢墓の場合、墓中から発見され

ている点、それが本文書とは言い難く、本文書の控えか下書きと考えるべきであろう

が、内容はまぎれもなく行政文書である。何故この種の行政文書が墓中から出土した

かは今後の検討に待たねばならないが、この事実は今後とも墓中から行政文書が出土

する可能性を暗示するものとして重要である。

辺境における懸泉置出土簡と内郡における尹湾漢墓出土簡は、簡牘の出土場所や内容のいずれの面においても漢代史研究に新しい境地を開く簡牘であることは疑いない。

受贈図書

(一九九七年七月七日)

一九九七年一月二九日)

一橋論叢(一橋大学一橋学会) 一一八—

一六・一一九—

大美和(大神神社社務所) 九三・九四

神戸大学史学年報(神戸大学史学研究会)

一一二

人文論叢(福岡大学総合研究所) 二九—

一・二二

News Letter(日本人類学会) 3

立命館大学(立命館大学人文学会) 五五

〇・五五—

一橋研究(一橋大学大学院一橋研究論集委員

員会) 二二—二二

法学志林(法政大学法学志林協会) 九四

一三・四

総合研究所報人文社会科学編(福岡大学総合

研究所) 一二七—一三〇

日本文化研究所紀要(亜細亜大学日本文化

研究所) 三三

人文地理(人文地理学会) 四九—三—五

奈良国立文化財研究所年報(奈良国立文化

財研究所) 一九九六

官営工房研究会会報(奈良国立文化財研究所) 一九九六

平城宮発掘調査出土木簡概報(奈良国立文化財研究所) 三三—三三

第三届中国唐代文化學術研討會論文集(中國唐代学会) 一九九七年六月

小針遺跡(岡崎市教育委員会) 一九九七

Harvard Journal of Asiatic Studies

(Harvard-Yenching Institute) 57—

一

西伯(西伯社) 二・三

社会科学論叢(長崎大学教育学部) 五四

研究紀要(愛媛県歴史文化博物館) 二

富士論叢(富士短期大学学術研究会) 四

二—一

海南史学(高知海南史学会) 三五

帝京史学(帝京大学文学部史学科) 一一二

アジア研究所所報(亜細亜大学アジア研究

所) 八七・八八

史料(皇學館大学史料編纂所) 一四七—

一四九

研究紀要(大分県立宇佐風土記の丘歴史民

俗資料館) 九

歴史民俗資料館ニュース(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館) 四四